

第6回定例会（会議録）

開催日	令和3年6月23日（水）
開催場所	美和公民館 2階 会議室
開催時間	午後2時00分～午後4時10分
出席委員	溝口正己、堀江徹二郎、南谷恵美子、佐藤明美
欠席委員	小笠原英司
出席者	教育長始め事務局職員9名
傍聴人	0人
議事日程	<p>日程第1 教育長開会のあいさつ</p> <p>日程第2 前回会議録の承認</p> <p>日程第3 教育長の経過報告</p> <p>日程第4</p> <p>議案第28号 あま市における就学猶予・免除の取扱いについて</p> <p>議案第29号 就学援助費の受給審査について（非公開）</p> <p>議案第30号 特別支援学級の入退級について（非公開）</p> <p>議案第31号 適応指導教室の入室について（非公開）</p> <p>日程第5 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度海部地区人権教育講演会について ・あま市社会教育委員について ・あま市給食における食物アレルギー対応委員会委員について ・令和3年6月25日付け教育委員会委員の異動（再任・新任・教育長職務代理者の変更）について ・愛知県市町村教育委員会連合会第55回定期総会の開催（書面議決）について ・就学援助費の受給審査について（報告）（非公開） ・通級児童生徒の入退級願について（非公開） ・あま市内教職員人事案件について（非公開） ・生徒指導（令和3年度5月）について（非公開） ・公文書公開請求について（非公開）

発 言 者	議事の概要
	【開会時刻：午後2時00分】
教 育 長	(開会宣言)
	(あいさつ)
	前回の議事録を承認願います。
委 員 全 員	(議事録に署名)
教 育 長	教育長の経過を報告する。
	(令和3年5月27日～令和3年6月23日の経過を報告)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	コロナの関係で、今年は学校のプールの授業はしない、ということで良 いか。
教 育 長	今年も昨年度に引き続き、プールの授業は行いません。当初は、プールの 授業を行う方向で考えていたが、緊急事態宣言が出たことなどにより、 海部地区全体でプールの授業は行わないこととなりました。また、スポー ツ課が計画していた3小学校におけるプールの開放についても、中止とし ました。なお、中学校で水泳部のある美和中と甚中の二つの中学校では、 部活としてのプールの使用は行います。
委 員	よその市町で、プールの授業をやっているというように報道等で聞いた と思ったので、質問した。
教 育 長	少なくとも、このあたり、海部地区ではプールの授業は中止している。 当初、弥富市ではプールの授業を行う方向で調整していたようだが、結 局、プールの授業を行わないこととしたと聞いている。 ただし、プールのろ過装置の点検は行う。
学 校 教 育 課 長	プールのろ過装置の点検は行います。
委 員	部活動のみプールの使用をして、不満は出ていないのか。
教 育 長	昨年度も同じように部活動だけプールの使用を行ったが、不満も苦情も 出ていません。子どもたちはプールの授業を本当に楽しみにしていたと思 うが、状況が状況だけに2年連続でプールの授業は中止とした。
委 員	体育の授業の中で水泳を行わないことは、カリキュラム的に問題ないの か。
教 育 長	水泳は、複数あるうちからの選択となっていることから、教育課程上は 問題ない。ただし、泳げない子が泳げないままとなることは、憂慮してい る。あま市は、海拔ゼロメートルの水郷地帯であることから、泳げない子 がいることは問題であるという意見があることは認識している。現に、昨 年度参加した会議で、その様な意見を聞いた。
	あま市は全17校にプールがあるが、津島市などはプールがない学校も ある。中学校は全校だとのことだが、プールがない学校は、津島市営プ ールにバスで行って、水泳の授業を行っているようだ。今後は、あま市も2 校でプール1つを共有するなど、考えて行かなくてはならない時期に来て いると考えている。確かに、2校で1つのプールを共有すると、移動 などで使い勝手は悪くなるかもしれないが、施設の維持管理等のお金の 使い方という点では、考えて行かなくてはならない問題であると認識して いる。今年度から開催予定のあま市学校あり方検討委員会から意見を聴取 できたらと考えている。

委員	高校はプールの授業をやっているのだろうか。
教育長	高校も選択制とのこと。
教育長	前回の学習指導要領の改訂から、かなり弾力的な運用が可能となった。
	小学校においても、かなり目新しいニュースポーツを選択できるようになっている。
教育次長	小学校においては、低学年、中学年、高学年の2年毎のいずれかで水泳を選択することとなっていることから、2年連続で水泳が中止となっている状況は、好ましい状況とは言えない。今の2年生は、昨年度の1年生の時にも今年度の2年生でも水泳の授業を行っていない。
教育長	来年度の3年生、その翌年度の4年生の2年連続で水泳の授業を行う等のフォローは必要であると考え。
教育次長	県教委や文科省の通知では、水泳の授業を行う場合には、十分な対策を講じて行うこととされている。対策が十分に行うことができない場合には、中止する必要がある。更衣室やプールサイドでの密を避けなければならないうえ、水の中での感染対策も必要となる。プールの水そのものは、塩素が効いているが、水面から顔を出して呼吸をしている時には、当然に飛沫も飛ぶ。小学生がだまってプールに入るということは考えられない。小学生はワーワー、キャーキャーと声を必ず出すし、それが自然な形である。そういったことから、感染のおそれがあるということで、本来的には小学校においては、昨年度中止したのでカリキュラム的に実施すべきであるが、十分なプール内での感染症対策をとることが困難であるという判断で、多くの市町村の小中学校でプールの授業を中止としていて、あま市でも同様の判断をしている。ごく、一部の学校において指導員が担任教諭とは別にいる学校などでプールの授業が行われているもの。
	中学校においては、先ほど教育長が言ったように、選択であることから、必ず水泳の授業を行わなければならないものではない。いくつかの運動種目の中から、授業を行うスポーツを選択するもの。
委員	七宝地区には、市民プールはあったか。
教育長	かつてはあったが、今は休止状態です。七宝体育館のすぐ南隣です。今も施設そのものは残っています。もう、残っているのはそこだけです。しかし、全く使える状態ではない。
教育長	他にご質問はありますか。
委員全員	(質疑なし)
教育長	日程4、議案第28号「あま市における就学猶予・免除の取扱いについて」
学校教育課長	学校教育法第18条において、就学困難と認められる者の保護者に対して、市教育委員会は就学義務の猶予・免除を行うことができると定められています。この度、3か年にわたり就学相談を続けてきた児童で、令和4年度新小学校入学年齢にある者の保護者から就学猶予・免除の届け出が出されることとなりました。あま市においては、初めての事例となります。あま市における取扱い及び様式等について定めるもの。今後、就学猶予・免除の届け出が出されたときには、今回定める取扱い及び様式を用いることとします。
	法令等で定められている認定事由は、①病弱（法第18条）、②発育不完全（法第18条）、③その他やむを得ない事由（1）児童生徒の失踪、

	<p>(2) 帰国児童生徒の日本語能力が養われるまでの一定期間、適当な機関で日本語の教育を受ける等日本語の能力を養うのに適当と認められる措置が講ぜられている場合、(3) 重国籍者が家庭事情等から客観的に将来外国の国籍を選択する可能性が高いと認められ、かつ、他に教育を受ける機会が確保されていると認められる事由があるとき、(4) 低出生体重児等であって、市町村の教育委員会が、当該児童生徒の教育上及び医学上の見地等の総合的な観点から、小学校及び特別支援学校への就学を猶予又は免除することが適当と判断する場合(文部科学省就学義務Q&A)です。</p> <p>定める様式は、「就学の猶予・免除の申出書」、「就学猶予・免除決定通知書(保護者、学校長)」、「就学猶予・免除事由消滅届」です。</p> <p>近隣の状況について調査したところ、事例があったのが、名古屋市、一宮市、稲沢市でした。この3市では要綱等を定めず、様式を任意で作成して対応しているとのこと。津島市、清須市、弥富市では、事例が未だないので、要綱等も様式も決めていないとのこと。あま市においても、同様に要綱等は定めず、取扱いについて決めることと、任意で様式を定めるものです。</p> <p>今回のケースは、認定事由の3(4)の低出生体重児等に該当すると思われるもので、1年間入学を遅らせて欲しいと願い出る予定のものです。対象者についての詳細については、担当者が出席していますので、担当者から説明します。</p>
書 記	<p>対象の児童は、双子の子です。3年前に保護者が初めて相談に来ました。その時は、幼稚園・保育園に入る年齢のときに相談に来ました。当時の面談記録によると、出生時の体重が二人ともに700グラム超ほどしかなく、帝王切開で4月1日に生まれました。1日ずれていれば、さらに翌年度入学となっていたのですが、4月1日が誕生日ですので、令和4年度入学児となります。出生当時はかなり弱い状態であったようで、当然入院していたのですが、その後、病院への通院は現在も続いています。3歳児の年齢の時に最初の面談を行い、その後は年に数度の面談の記録が残っています。こども園に入園したのですが、そちらも1年ずらして入園しています。現在は、学年としては年中の学年に在籍しています。誕生日からすると、来年度の4月に小学校に入学する年齢ではあるのですが、保護者は、当該児童の小学校への入学を1年ずらし、その後も中学校も高校も大学も今後ずっと1年ずらしていきたいという願いを持っているものです。当然、デメリットもあるわけですが、そういったことも保護者に説明してきた記録も残っていますし、私自身が面談したときにも説明をしました。</p> <p>低出生児等のネットワークがどうもあるようで、同じような状況にあるお母さんとかを一緒に連れてきて、どうしても猶予を受けさせてほしいという主張をしたという記録も残っています。</p> <p>同じネットワークにいる別な保護者が、稲沢市で就学猶予・免除の決定を受けています。先ほど近隣市の状況で、稲沢市でも事例があるというのが、そのネットワークのお友達の方とのことで、その事例の話もしながら、1年間小学校に入学することを猶予してもらいたいと話していた記録が残っています。</p> <p>1年間の猶予・免除の後、本来であれば小学校2年生の年齢の時に小学校1年生として入学し、年齢的には1年間長く小学校に在学し、6年間小</p>

	学校に在学した後、中学校に入学して3年間在学し、年齢的には1年長く中学校に在学した後に卒業し、その後に高校に入学したいとのことです。
	制度上は、1年長く在学することは問題ありません。
	中学校の最後の1年間は、義務教育期間中ではないけれども、義務教育の期間に既に入学しているので、適法に在学し、勉強し、授業料も免除され、教科書も無償給与されることを確認しています。
	今回、取扱いと様式について定めた後は、医師の診断書をつけて申出書が提出される予定で、その際は、決定の是非についてご審議いただく予定です。
学校教育課長	(以下概略を説明)
教 育 長	基本的には、就学の猶予・免除は法令等で認められている制度です。あま市では今まで事例がなかったので、名古屋、一宮、稲沢を参考に新たに様式を作ったものです。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員	制度や様式は良いのですが、申出書が出てきたら、その際に正式に議決を行うということですよね。
教 育 長	その通りです。今回は、まずはこの様式で良いか、この取り扱いで良いかということを教育委員会で承認いただいて、ご承認の後は当該保護者に様式の交付と説明を行うものです。
	ご承認いただいた後は、この取り扱い及びこの様式で、あま市の教育委員会は就学猶予・免除を行っていくこととなります。
委 員	昔から3月生まれは4月生まれに比べて不利であるとの話もあったところだが、誕生日が3月31日や4月1日であるというだけで該当してくるものか。
教 育 長	認定の事由において、3月31日生まれ、4月1日生まれであるということが重要なのではなく、出生時の体重が極めて低い未熟児の状態での出生であり、他の子と比べて発育に遅れがあることが重要な要因となっており、単に3月31日や4月1日に生まれただけでは該当しない。
学校教育課長	この様式の中で、就学猶予・免除決定通知書(保護者)(学校長)及び就学猶予・免除事由消滅届の学校名・学年欄において、学年を案では設けているのですが、学年欄は必要かという意見がありまして、議論いただければと思います。
委 員	児童生徒の失踪があった時に学年欄は必要なのではないか。
教 育 長	形式上は、あった方がいいのでは。低出生体重児等の場合には、欄はあるが、取り消し線で消しておけばよいのではないかと。今回のような低出生体重児等の場合には、決定通知を交付する時や、事由消滅届を渡すときには取り消し線で消しておいて、先ほど委員が言われたように、児童生徒の失踪の際等、必要な時には生かしておけばよいのではないかと。
委 員	必要な時には、本来の年齢による就学学年を記載しておいて、それ以外の時には消しておけば良いのでは。
教 育 長	高校に入学する時はどうなるのか。
委 員	高校入学は、年齢は関係なく、義務教育を修了している事が条件となっているだけなので、別に浪人していても良い。現にそういう生徒がいないではない。
委 員	制度上既にあるものなので、制度そのものについては何も言わないが、

	どんな制度であっても、悪用する人はでてくるものなので、今回の想定ケースには当てはまらないだろうが、例えば、単に3月生まれであるだけの者で、一年後の学年になった方が優位であるといった理由などには注意をしなければならない。
教 育 長	いずれにしても、届け出がなされたら、教育委員会で審査を行いますので、その際に必要であれば却下するものとする。
委 員	条件は既にいくつか挙げてありますので、その条件に該当するものか審査を行うものですね。
教 育 長	届け出がなされる前に、必ず就学相談がありますので、しっかりと説明をする必要がある。
委 員	認定の理由のうち、②の発育不完全と③（４）低出生体重児等では、内容が重複していないか。
学校教育課長	②の発育不完全は、法令に最初から書いてあるもので、③（４）低出生体重児等は、法令ではその他とされる部分で、文部科学省就学事務Q&Aで書かれているものとなりますが、②の発育不完全は、特別支援学校にすら就学不可能であるものを想定しています。
委 員	その他の事由として（１）から（４）の４事由が提示されていますが、これ以外のケースは考えられないか。例えば、無国籍の者について。あえて出生届が出されていない児童であるとか。
学校教育課長	その場合には、就学の義務が発生しないと思われるので、猶予・免除することは想定していない。
委 員	その場合、就学の希望があったときには。
学校教育課長	この制度は、本来就学させる義務がある時にその就学の義務を猶予・免除するもので、就学させたいという希望があった時には、別な制度で就学させる申請が用意してあります。
委 員	義務教育の最後の問題。中学校３年生の時には、就学義務がなくなっていることについては。
学校教育課長	中学校入学の段階で就学義務がなくなっている場合には、入学を許可するか否かという問題が発生しますが、本件で言うと、入学時点では義務教育期間中です。
委 員	極端な事例で言うと、この児童が中学校２年生を過ぎたところで中学校へはもう通いませんといった場合は、そのまま退学することとなるのか。
学校教育課長	義務教育は年齢的に終わっているなので、成立します。
委 員	義務教育は修了となるのか。
学校教育課長	中学校の卒業の認定がもらえない形となります。中学校の卒業の認定がもらえないと、高校への入学はできません。本件で言うと、中学校３年生の学年は、義務教育の期間に中学校に入学していて、義務教育の期間ではないが在学し続けている状態となり、その在学については問題ありません。中学校３年生を修了すれば、中学校卒業の認定は貰えます。仮に中学校２年生の段階で中学校に行くことが嫌だとなって、退学した場合には中学校卒業の認定がもらえないので、自分で大検のように中学校卒業の認定試験を受けて中学校卒業の認定を得ることとなります。中学校卒業の認定を得られれば、仮に中学校２年生で退学したとしても高校へ入学することは可能となります。
委 員	ちゃんと９年間通学し続けられれば、問題ないということですね。

教 育 長	その通りです。ただ、不登校のことを考えると、考え得ることではありますね。
委 員	仮に中学2年生の時に中卒認定を学校の勉強と一緒に受けて、受ければ、年齢的には高校入学の学年は他の生徒とそろいますね。
書 記	本件の保護者は、1年遅らせて中学、高校、大学と進学させることを強く希望していますので、今のところは考えにくいと思います。小学生低学年のうちに、本来学年へ編入することも制度上あって、その制度についても保護者に提示しています。しかし、保護者はむしろ、1年間勉強ができなくなるのは、どうしてくれるんだとおっしゃっていましたので、委員が言われた方法はとらないと考えられます。
委 員	本人たちが望めば、飛び級もあるのか。
学 校 教 育 課 長	校長判断となります。
委 員	本人たちが望んで、校長も適当と判断した場合は。
学 校 教 育 課 長	本来学年に戻るのであれば、可能です。
委 員	制度的なことを教えてもらえなかったとならないよう、就学相談については注意を要する。しっかりと保護者に制度について説明をする必要がある。
教 育 長	就学猶予・免除の届け出を受け付ける際には、猶予・免除だけでなく、本来学年への編入など、様々な制度についてしっかりと保護者に説明し、理解を得る必要があることとする。
教 育 長	他にご質問はありますか。
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	承認としてよろしいか。
委 員 全 員	(異議なし)
教 育 長	承認とする。
教 育 長	日程5、その他報告事項について
	①「令和3年度海部地区人権教育講演会について」
生 涯 学 習 課 長	令和3年度海部地区人権教育講演会について
	開催の目的は、市民並びに小中学校教職員の人権意識の高揚を図ると同時に、海部地区の住民並びに小中学校教職員からも参加を募り、人権尊重の輪を海部地区に広めるためです。
	今年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、規模を縮小して開催させていただきます。来賓をお呼びせず、客席は半分までの使用とします。主にあま市内の教職員を対象とします。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	②「あま市社会教育委員について」
生 涯 学 習 課 長	あま市社会教育委員の交代のご報告です。
	4 PTA代表が交代となりました。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	③「あま市給食における食物アレルギー対応委員会委員について」
学 校 給 食 セ ン タ ー 課 長	令和3年度あま市給食における食物アレルギー対応委員会委員について

	名簿のとおりお願いするものとし、任期は1年間です。
	(以下概略を説明)
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	④「令和3年6月25日付け教育委員会委員の異動について」
教 育 部 長	令和3年6月25日付け教育委員会委員の再任、新任、教育長職務代理者の変更についてです。
	県教育委員会及び県内他市町村へ案のとおりお知らせするものです。
	内容は、1 溝口正己委員が令和3年6月25日付け再任、2 溝口正己委員が教育長から教育長職務代理者として令和3年6月25日付けで指名、3 佐藤明美委員が令和3年6月24日付けで退任、笹野奈津子氏が令和3年6月25日付けで新任というものです。
	(以下概略を説明)
教 育 長	佐藤委員におかれましては、5年間ありがとうございました。溝口委員におかれましては、引続きよろしくお願ひします。6月25日にあま市役所本庁舎において市長から辞令伝達を行います。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	⑤「愛知県市町村教育委員会連合会第55回定期総会の開催（書面決議）について」
教 育 長	事前に13ページからの資料をお送りしています。
	第1号議案 令和2年度事業報告書について
	第2号議案 令和2年度決算について
	第3号議案 令和3年度事業計画（案）について
	第4号議案 令和3年度予算（案）について
	第5号議案 令和3年度役員（案）について
	(以下概略を説明)
	議案についてご審議いただきます。
	なお、30ページ尾張部監事は、あま市教育長職務代理者の充て職となっていますので、溝口正己委員にお願いいたします。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	可否はいかがか。
委 員 全 員	可とする。
教 育 長	全件を可とする。
	全件を可として委員の皆様にご署名をいただいて、提出いたします。
教 育 長	⑥「海部東部教育委員会連絡協議会の開催（書面決議）について」
学 校 教 育 課 長	例年、愛知県市町村教育委員会連合会の日午前中に海部東部教育委員会連絡協議会も併せて開催していましたが、同じく書面決議となりました。
	第1号議案 令和3年度海部東部教育委員会連絡協議会役員について
	第2号議案 令和2年度事業報告及び決算について
	第3号議案 令和3年度事業計画（案）及び予算（案）について
	なお、役員についてはあま市教育長職務代理者の充て職となっていますので、溝口正己委員にお願いいたします。

	(以下概略を説明)
	議案についてご審議いただきます。
教 育 長	(質疑等を許可)
委 員 全 員	(質疑なし)
教 育 長	可否はいかがか。
委 員 全 員	可とする。
教 育 長	全件を可とする。
	全件を可として委員の皆様にご署名をいただいて、提出いたします。
教 育 長	他はよろしいか。では、公開部分を終了する。
	議案第29号、議案第30号、議案第31号及びその他非公開案件に関
	しては秘密会とし、あま市教育委員会会議規則第16条第3項により会議
	録についても非公開とする。
	(傍聴人なし)
【次回予定】	・令和3年7月16日(金) 午後2時 定例会
	(美和公民館 2階 会議室)
	【閉会時刻：午後2時55分】

この教育委員会定例会会議録の概要は、事実と相違ないことを証するためにここに署名する。

令和3年7月16日

教 育 長 松 永 裕 和

教 育 長 者
職 務 代 理 者 溝 口 正 己

委 員 堀 江 徹 二 郎

委 員

委 員 南 谷 恵 美 子

委 員 佐 藤 明 美

事 務 局 吉 川 誠